

評議員・役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人暁心会（以下「この法人」という。）の評議員、役員、委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(役員等報酬の種類及び交通費)

第2条 役員等の報酬は、固定報酬年額及び日当報酬とする。

2 前項に定める報酬のほか交通費については別表3に基づき支給することができる。

(報酬の決定基準)

第3条 理事、監事及び評議員の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において評議員会にて別に定める役員等報酬の支給額算定要領の別表1、別表2に基づき支給することができる。

2 委員会委員の報酬は、前項に準じ支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 役員等の報酬は、支払事由の発生日に、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みの了解が得られた場合には、銀行振込により支払うことができる。

(日割計算)

第5条 新たに役員等になった者は、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員等が死亡により退職した場合には、その日までの報酬を支給する。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、平成29年6月25日から施行する。

（一部改訂 平成30年6月24日）

別表1（固定報酬年額、日当報酬額の上限額）（単位：円）

役職名	固定報酬年額	摘要
理事長	非常勤	
業務執行理事	非常勤	
理事	非常勤	
監事	非常勤	

役職名	固定報酬年額	報酬額の上限額	摘要
評議員（非常勤）	無報酬	100,000	
評議員選任・解任委員			

別表2（日当報酬）（単位：円）

区分	記事	金額	備考
日当	全日		
日当	半日		
日当	2時間未満		

別表3（交通費）（単位：円）

区分	金額	備考
車		
公共交通機関	無報酬	